

令和 5 年度 第 3 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 5 年 6 月 8 日 (木) 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階会議室			
出席委員 (11 人)	1 番 久米 繁好	2 番 潮 智博	3 番 村上 隆	4 番 川崎 康晴
	5 番 福本 正博	7 番 石賀 英男	8 番 伊藤 英之	9 番 中本 敏彦
	11 番 足立 紀美世	12 番 前田 正秀	13 番 福田 昌治	
欠席委員 (2 人)	6 番 三浦 勝美	10 番 丸山 環		
出席推進委員 (10 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	桑本 慎吾	福田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳		
欠席推進委員 (2 人)	松本 芳己	石賀 昭則		
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 13 号 非農地証明申請について 議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 16 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
議長	ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、6番三浦委員、10番 丸山委員です。なお、推進委員の欠席者は松本委員、石賀昭則委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、9番 中本委員、11番 足立委員をお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
	申請番号4番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,091m <sup>2</sup> 。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,305m <sup>2</sup> となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本案件は、譲受人が使用貸借権設定により耕作していた申請地を、譲渡人との協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。
	売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。
	申請番号5番 農地の所在 大字森藤 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2,171m <sup>2</sup> 。申請地は他に4筆あり、5筆の合計面積は8,131m <sup>2</sup> となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同世帯で暮らす親子の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。
	本案件は、親である譲渡人と子である譲受人の両者が耕作していた申請地を、譲渡人の希望によって生前贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻及び野菜を耕作される予定です。
	申請番号6番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積990m <sup>2</sup> 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

議長

本案件は、譲渡人の希望により3年前から譲受人が耕作していた申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜及び果樹を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。

以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りたいと思います。

(举手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。

事務局

議案の説明に入る前に議案の訂正をお願いします。訂正をしていただくのは2ページの申請番号10番で、大字笠見 [REDACTED] の面積を7, 962m<sup>2</sup>から7, 962m<sup>2</sup>の内3, 661m<sup>2</sup>、大字笠見 [REDACTED] の面積を11, 742m<sup>2</sup>から11, 742m<sup>2</sup>の内4, 276m<sup>2</sup>、3筆の合計面積を21, 017m<sup>2</sup>から9, 250m<sup>2</sup>にそれぞれ修正をお願いします。

それでは議案説明に移りますので、2ページから8ページをご覧ください。議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めます。

申請番号9番 権利種別は売買による所有権移転。農地の所在 大字丸尾 [REDACTED] 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3, 057m<sup>2</sup>の内1, 621m<sup>2</sup>。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続は必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうで、譲受人が電話連絡及び現地訪問等を行った結果、譲渡人が所有する申請地を譲つてもらえることになり申請をされたものです。

工事計画について説明します。申請地は概ね平坦であることから、造成や整地等は行わずに現状のまま利用し、太陽光パネル360枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、既設の電柱に送電する計画となっています。

工期は許可日から6ヶ月以内で、施設の操業期間は永年です。

資金調達計画について説明します。土地買収費が[REDACTED]円、太陽光発電設備設置工事費が[REDACTED]円の合計[REDACTED]

[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1m<sup>2</sup>当たりの土地買収費は約[REDACTED]円です。

被害防除計画について説明します。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理する計画となっていますし、汚水が発生することはありません。また侵入防止対策として、事業用地の外周に高さ1.2mのフェンスを設置、雑草対策として、事業用地全面に水を通す素材の防草シートを設置する計画です。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要となる面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす適地が本件申請地しかなかったということでした。

電気の生産から販売について説明します。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結したグループ企業の[REDACTED]が全量を買取り、発電事業者の立場となって企業や個人へ売電を行うと聞き取っていますし、令和5年4月14日に、[REDACTED]と発電設備に関する系統連系契約を締結されているため、[REDACTED]の設備を利用して送配電を行うことが可能だということです。

また、この法人は小売電気事業者登録が令和4年12月16日付で完了しており、転用許可申請書には経済産業大臣からの公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が行われておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当すると考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号10番 権利種別は賃貸借権。農地の所在 大字笠見[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積7,962m<sup>2</sup>の内3,661m<sup>2</sup>。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は9,250m<sup>2</sup>となっています。貸人は琴浦町内の法人、借人は琴浦町外に本店を置く農業協同組合です。施設は堆肥処理施設、申請事由は「堆肥処理施設建設のため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用

地区域内に位置していたことから、農用地区域の用途区分変更申請手続きを行い、6月1日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。当該農協では管内の肉用牛、乳用牛、豚、ブロイラーを生産する畜産農家から排出される糞尿を堆肥化し、水稻、スイカ、ブロッコリーなど地域の生産農家をはじめ、畜産農家へのリサイクル利用を目的として、年間およそ13,800tの販売を行っておられるそうです。現在の肥料原料情勢を踏まえた化学肥料使用量の2割低減目標の推進など、肥料高騰対策の大きな柱として堆肥の活用が注目され、今後も回復が見込めない状況にある中、地域全体で石炭灰、食品残渣等の活用と資源循環を行い、低コストで高品質な堆肥生産と広域利用による持続可能な農業生産基盤の強化が必要となっています。こうした状況にある中で、本案件は今年度の国の補助事業を活用し、新たに堆肥処理施設を建設することを計画して申請をされたものです。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、堆肥処理施設の建設に必要な面積が十分に確保されていること、大型トラック等での進入が可能であること、公害防止の観点から山間地に位置していることなど、条件をすべて満たす適地が本件申請地しかなかったということでした。

土地造成等について説明します。転用申請地の標高は広域農道に接している南側が高く、北側に向かって低くなっているため、申請地内の土を利用して切土を最高2.5m、盛土を最高2.5m行い、法面勾配30度で土羽打ちを行う計画です。町道鈎上野線からの進入路及び建物の外周部分にはアスファルト舗装を、施設用地の底地にはコンクリート舗装を行った後、面積2,475m<sup>2</sup>の鉄骨平屋建て糞尿乾燥処理施設1棟を建築する計画です。

工期は許可日から令和6年3月まで、施設の利用期間は賃貸借契約書により5年間の予定です。

資金調達計画について説明します。借地料、土地造成費、建築費及びその他費用の合計が [REDACTED] 円で、国の補助事業となる「令和5年度国内肥料資源活用総合支援事業補助金」[REDACTED] 円の事業採択通知書、残額の [REDACTED] 円については、自己資金で賄うことを証明する旨の書類が添付されています。

被害防除計画について説明します。施設建物及び敷地内から出る雨水については、建物の外周に新たに設置する調整池とU字側溝を経由させ、既存の排水路へ流して処理する計画です。また、施設の建設予定地中央付近には法定外公共物の水路が存在しているため、水路の付け替え工事を行うことを計画されていて、このことにつきましては、水路管理者である町建設住宅課との間で協議済みとなっています。

汚水処理計画について説明します。琴浦町環境保全条例に基づき、申

議長  
伊藤委員

請者から令和5年5月に提出された公害防止計画書によりますと、「搬入された糞尿は堆肥乾燥処理施設において攪拌処理するため、雨水以外については敷地外に排出しない。」、「施設には最新式の攪拌機と次亜塩素酸水脱臭システムを導入することで、作業の効率化と臭気対策を行い、環境対策に努める。」とされています。この提出された計画書については、令和5年6月7日に開催された町環境審議会の審査を経て、同日付で琴浦町長の承認済みとなっていますし、転用申請地の近くには住宅地はありませんが、雨水の下流域にあたる笠見地区、八橋2区及び八橋3区との確約書が添付されています。

なお、既存の堆肥センターが転用申請地から西へおよそ1km離れた大成地内にありますが、堆肥製品のストックヤードとして活用する予定だということです。

農地区分の決定根拠について説明します。先ほども説明をしましたように、申請地は農用地区域内に位置していることから、「農用地区域内農地」に該当すると考えます。

許可根拠規定については、農業振興地域に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途、本申請の場合は堆肥処理施設の建設用地に供する場合に適用される、「農用地利用計画指定用途」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

申請番号9番について報告します。6月6日に遠藤委員、毎田補佐、私の3人で現地確認を行いました。

3ページの説明図にもありますように、申請地は県道大栄赤崎線沿いにある釣具店の東隣りに位置する芝を切った後の農地で、東側は農道、西側は釣具店の敷地、南側は転用残地となる譲渡人名義の農地、北側は別の方が所有する農地に接しています。隣の宅地の地主さんからは同意書をもらっておられるということですし、申請地を含む複数の土地を事業用地として検討した結果、条件を満たす適地が申請地以外にはなかったということですので、転用を許可しても問題ないと感じています。

ただし、雑草対策として防草シートを敷くことを計画されているため、雑草が伸びるといった心配はないと思いますが、南側の農地の営農に支障がないように管理を行っていただきたいと考えます。

申請番号10番について報告します。6月6日に遠藤委員、笠見地区担当の北中委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

6ページの説明図にもありますように、申請地は周辺に牛舎や鶏舎が多く存在する場所に位置し、南側が中部広域農道、北側が転用事業の残地、西側が農道、東側が大規模な段差に囲まれたくぼ地のような状態の農地で、現在は何も耕作がされていませんでした。

転用残地以外には隣接する農地はなく、土地改良事業等も行われてい

	<p>ないということですし、堆肥処理施設の建設地について検討した結果、条件を満たす適地が申請地以外にはないという事情があるようですので、転用を許可しても問題はないと感じていますが、転用事業計画や公害防止計画を遵守して事業を行っていただきたいと思います。</p> <p>また、周辺には梨畠が多くありますので、耕作者の方に事業計画や臭いへの対策などについて、事前に説明をしておかれたほうが良いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p>
中本委員	<p>申請番号10番について質問します。以前、自分が担当している大成地区の周辺でも、堆肥処理施設から出る臭いの問題で大変な苦労をしたことがありました。今回の申請では、転用面積もかなり大きなものとなっていますので、近隣住民の方の理解を十分に得ておく必要があると思いますが、何か対策を考えておられるのでしょうか。</p>
議長	<p>昨日開かれた環境審議会の中でも、大成地区の委員の方から同様の意見がありましたが、申請地は大成集落から離れた場所に位置していますし、臭気対策などの環境問題に十分に配慮をした、最新式の攪拌機や次亜塩素酸水脱臭システム等を使用する施設となっていることから、琴浦町長の承認を受けています。</p>
中本委員	<p>なお、伊藤委員からありました梨農家の方への事前説明については、事務局を通して転用事業者に申し添えておくようにしたいと思います。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
事務局	<p>賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第13号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>9ページから12ページをご覧ください。議案第13号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目 畑、現況地目 宅地、面積425m<sup>2</sup>、判定地目 宅地。利用状況については、「昭和51年に家屋を建てた時より、建物の底地及び庭として使用している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外</p>

	<p>の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたり建物の敷地や庭として利用され農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障がないと判断しました。以上です。</p>
議長 伊藤委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6月6日に遠藤委員、逢東地区担当の三嶋委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>10ページの説明図にありますように、申請地は国道9号線より海側の逢東集落の一角に位置する土地で、現在は建物の敷地や庭として使用されていました。</p> <p>申請地には何本も庭木が植えてあり、小屋も建っていることから農地といえる状況ではありませんし、周辺の農地は家庭菜園として利用されているものばかりでしたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する川崎委員、石賀英男委員、小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(川崎委員、石賀英男委員、小前委員の退席を確認)</p>
事務局	<p>議案第14号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>13ページをご覧ください。議案第14号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号288番 農地の所在 大字美好 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 259m<sup>2</sup>。利用権の種類は賃貸借権、</p>

貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は[REDACTED]円、始期は令和5年6月9日、終期は令和8年6月8日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。

申請番号289番から、27ページの申請番号322番までの外28件についてはご覧のとおりです。

28ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号316番 農地の所在 大字浦安[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 567m<sup>2</sup>。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年6月9日、終期は令和8年6月8日、期間は3年間で新規、内容は野菜となっています。

申請番号317番から、32ページの申請番号324番までの外7件についてはご覧のとおりです。

33ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。

申請番号2番 農地の所在 大字櫻下[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積3, 932m<sup>2</sup>。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の農地所有適格法人で、認定農業者です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当たりでは[REDACTED]円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年6月30日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(川崎委員、石賀英男委員、小前委員の復帰を確認)

続きまして議案第15号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。

事務局

34ページをご覧ください。議案第15号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。

申請番号19番 農地の所在 大字大杉[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 704m<sup>2</sup>。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人、

議長

転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年8月1日、終期は令和10年7月31日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。

申請番号20番から、36ページの申請番号23番までの外4件についてはご覧のとおりです。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。

続きまして議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。

事務局

別冊の資料をご覧ください。議案説明に入る前に議案の訂正をお願いします。

資料2ページ「②目標」の表に記載されている、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の52.8haを85.6haに、緑区分の有給農地の解消目標面積の10.6haを17.1haに、資料3ページ「③実績」の表に記載されている、今年度の目標に対する達成状況の103.8%を64.3%に訂正をお願いします。

それでは議案の説明に移ります。議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について 農業委員会等に関する法律第37条に基づく農業委員会事務の実施状況の情報の公表を行うため、別紙の令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本委員会の承認を求めます。

初めに概要について説明します。農業委員会等に関する法律 第37条に基づき、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられており、令和4年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、前年度の活動計画の実施状況について点検及び評価を行い、毎年6月末までに町ホームページで公表する必要があるため審議をお願いするものです。

「1 農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）」について説明していきますので、1ページをご覧ください。なお、説明は要点のみとさせていただきます。

「1 農業委員会の現在の体制」については、現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

「2 農家・農地等の概要」について説明します。左側の「経営体数」の

表と中央の「農業者数」の表については、5年に一度行われている「農林業センサス」に基づいて作成したもので、2020年に行われた調査が最新のデータとなっています。

右側の「経営体数」の表は、農業の担い手である個人及び法人の数を示したもので、農林水産課に確認して作成しています。

下段の「耕地面積」の表は、令和4年4月1日現在の町内の農地面積を示したもので、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」に基づいて作成しています。

「II最適化活動の実施状況の」について説明していきますので、2ページの「農業委員会の実績及び点検・評価結果」をご覧ください。

「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」について説明します。

「①現状及び課題」については、管内の農地面積が2,780ha、これまでの集積面積が1,032ha、集積率が37.1%となっています。

「②目標」については、農地の集積の目標年度を令和10年度、集積率を43.8%、今年度の新規集積面積を20ha、今年度末の集積面積（累計）を1,052ha、集積率を37.8%と設定しています。

「③実績」については、今年度の新規集積面積が47ha、今年度末の集積面積（累計）が1,023ha、今年度末の集積率が36.8%、目標に対する達成状況が97.4%となり、目標を29ha下回る結果となっています。

農業委員会の点検結果については、「関係機関と連携して農地の利用集積に向けた掘り起こし活動や担い手のあっせんに努めた結果、新規集積面積は目標を達成できたが、全体の集積面積は目標を下回った。」としています。

「(2)遊休農地の発生防止・解消」について説明します。

「①現状及び課題」については、令和3年度に実施した農地利用状況調査で判明した遊休農地の状況を記載しています。

「②目標」の「ア既存遊休農地の解消」について説明します。

「a緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積を85.6ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積を5分の1の17.1haと設定しています。

3ページをご覧ください。「b黄区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積を3.8ha、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針を、「農用地：新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進、農用地区域外：多目的用途の利用への誘導」としています。

「③実績」の「ア既存遊休農地の解消」について説明します。

「a緑区分の遊休農地の解消」については、今年度の緑区分の遊休農地

の解消実績面積が 11.0 h a、目標に対する達成状況が 64.3 %となっています。

「b 黄区分の遊休農地の解消」については、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定状況を、策定方針と同様に「農用地：新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進、農用地区域外：多目的用途の利用への誘導」としています。

「(3) 新規参入の促進」について説明します。

「①現状及び課題」については、令和元年度から令和3年度までの3年間の新規参入者数と経営面積を記載したもので、農林水産課の資料に基づいて作成しています。なお「新規参入者」とは、親元就農や法人雇用以外の形態で新規就農された方の中で、農地の権利を取得して農業参入された方のことといいます。

「②目標」については、平成28年度から平成30年度までの3年間の権利移動面積の平均を 173 h a、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を、その1割に当たる 17.3 h a としています。

「③実績」について説明しますので、4ページをご覧ください。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 40.4 h a、目標に対する達成状況は 233.5 % で、この面積については、令和5年4月協議会資料の農地出し手情報に掲載されていた、全ての農地の面積を合計したものを記載しています。

新規参入者の参入状況については、参入経営体数が 1 経営体、取得農地面積が 0 h a でした。

農業委員会の点検結果については、「所有者の意向を確認しており、目標は達成できた。令和4年度の新規参入者の経営類型はプロイラーであり農地を必要としなかった。」としています。

「2 最適化活動の活動目標」について説明します。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、1人あたりの活動日数を 1 ヶ月に 6 日としています。

「(2) 活動強化月間の設定」の「①目標」については、活動強化月間の設定回数を農閑期の 11 月から翌年 2 月までの 4 回に設定し、計画通りの実績をあげることができました。

「(3) 新規参入相談会への参加」について説明しますので、5ページをご覧ください。

「①目標」については、新規参入相談会への参加回数を 1 年間に開催される農家相談の回数となる 15 回、「②実績」については、新規参入者にかかる農地の貸借に関する相談が 1 件ありましたので、新規参入相談会への参加回数を 1 回とし、目標の達成状況の評語を「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としています。

	<p>「推進委員等の点検・評価結果」についてはご覧のとおりで、この結果については、年間の活動記録及び扱い手への農地利用集積状況などから算定したものです。</p> <p>「Ⅲ事務の実施状況」について説明していきますので、6ページをご覧ください。</p> <p>「1総会、部会の開催実績」については、一覧表のとおり総会を毎月1回、農地部会及び農政部会を必要な都度開催しているとしています。</p> <p>「2農地法第3条に基づく許可事務」については、令和4年度1年間の処理件数が34件、うち許可が34件、標準処理期間が申請書受理から21日、処理期間（平均）が21日となります。</p> <p>「3農地転用に関する事務」については、令和4年度1年間の処理件数が23件、うち許可相当が23件、うち不許可相当が0件、標準処理期間が申請書受理から42日、処理期間（平均）が42日となります。</p> <p>「4違反転用への対応」については、令和4年度1年間に違反転用の実績がなかったことから、年度末時点での違反転用面積、違反転用解消面積ともに0haとしています。</p> <p>違反転用解消のために実施した活動内容については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が隨時農地パトロールを実施し、早期発見と解消に努めた。農地転用の許可制度について周知啓発を図るため、町広報紙令和4年7月号及び町ホームページに記事を掲載したほか、役場庁舎にポスターを掲示した。」としています。</p> <p>議案の説明については以上となります、本委員会の承認が得られた際には町ホームページでの公表を予定しています。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、6月6日に行われた農家相談の報告を伊藤委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
伊藤委員 議長	